

令和5年度 第1回丹波市人権行政推進審議会会議録（摘録）

日 時：令和5年10月27日（金）午後1時30分開会～午後3時30分閉会

場 所：氷上住民センター 実習室

出席者委員：森秀樹会長、金川方子委員、高畑豊代子委員、山本育男委員、近藤泰三委員、十倉善隆委員、藪猛委員、高見克彦委員、細田哲子委員、村上幸子委員

欠席者委員：亀井剛委員、増南文子委員

事務局：まちづくり部長、まちづくり部人権啓発センター所長、人権啓発センター職員

傍聴人：なし

報告事項：（１）性的マイノリティの人権の取組について

（２）外国人の人材について

議 事：（１）「第3次丹波市人権施策基本方針」の実施状況について

資 料：【資料1】丹波市人権行政推進審議会委員名簿

【資料2】性的マイノリティの人権の取組について

【資料3】丹波市多文化共生推進基本方針（仮称）の策定について

【資料4】令和4年度丹波市人権施策推進状況報告

1 開会

・開会あいさつ

・委員12名中9名の出席により、会議が成立していることの確認（丹波市人権行政推進審議会設置条例第5条第2項）

・資料の確認

2 委嘱書の交付

・高見克彦委員

・職員紹介

部長あいさつ

4月よりまちづくり部長を務めている福井誠である。よろしくお願い申し上げます。市役所経験はそれなりになるが、まちづくり部へは初めての異動となった。市民活動課、文化・スポーツ課、そしてこの人権関係と非常に範疇が広い中、日々勉強しているところである。皆様から様々な指導をいただきながら務めて参る。よろしくお願い申し上げます。

3 あいさつ

会長あいさつ

本日は、皆さまお忙しい中ご参集いただきお礼申し上げます。

本審議会は、第3次丹波市人権施策基本方針策定に係る諮問を受け、4年前から審議を重ね、昨年3月に方針をまとめ策定に至っている。前回も申し上げたが、基本方針を策定して終わりではなく実施していくことが求められている。市は基本方針に基づき、市民の自主的な取組を促進するとともに諸施策を推進しますと書いている。つまり、人権行政は市のみが行うだけでなく、市民に参加していただき、市はそれをサポートするというようなことが記されている。

本審議会は、両者の協働が上手く進むよう助言する役割を担っていると思う。

本日施策の進捗状況について説明いただくが、委員におかれては、基本方針の理念がよりよ

く実現するよう助言いただきたくお願い申し上げます。

【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報特定されることはないため、公開とする。なお、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

4 報告事項

(1) 性的マイノリティの人権に関する取組について

事務局より【資料2】性的マイノリティの人権に関する取組について基づき説明

【意見要旨】

会長

制度が開始し、10の市町との協定が結ばれたということで、行政は性的マイノリティの方をサポートする意思があると市民に対してアピールする効果が非常に大きいと思う。そういう意味では、啓発的なことだと思う。兵庫県の取組はどうか。

事務局

県としてもパートナーシップ宣誓制度の導入を検討している。市町もそういった説明会に参加しており、具体的には来年度からであったと思うが開始されると聞いている。その中で県の制度と丹波市、その他各自治体が持っている制度との絡みはこれから調整をする。また、各自治体の中で、新たにパートナーシップ制度を導入していこうという話もあり、それぞれが取組を進めつつあると感じている。

会長

自治体が協定を結び、どのような内容にするのか、どう進めていくのか、情報交換を行っていただき、市民の方や職員へ考え方を示していただきたい。

(2) 外国人の人権について

～丹波市多文化共生推進基本方針（仮称）の策定について

事務局より【資料3】丹波市多文化共生推進基本方針（仮称）の策定に基づき説明

【意見要旨】

委員

基本方針を策定することは凄いことだと思う。在留資格が以前は専門職の方しか取れなかったが、技能実習の方が在留資格を取り丹波市へ来られている。私も日本語教室で技能実習で来られている方と関わることがあったが、話を聞くと国際交流協会の方もとてもしんどい状況で、ボランティアの講師の方も沢山来られているが、実態を聞くと、長時間労働や賃金の格差といった労働条件の違いや生活面で、多文化共生というものは必要な環境を築くという事であり、本当に労働面の一つをとっても対等ではないと感じた。また、住居や就職に対しても様々な差別が昔からある。そういうものに対して、私たち日本人にとって技能実習生や見えない人々の実態や課題、また問題点が見えない人々で今まで終わっていた。それが丹波市の中にもあるので多文

化共生の基本方針を策定する運びになって良かったと思う。

5の(2)の行政の進め方を見ても、外国人にも日本人にも見えないことが多く、私たちは外国籍の当事者へアンケートや実態調査等を行っていくことがとても大事だと思う。技能実習生の方々に対する課題は沢山あると思う。外国人に対する差別に関しては、教育の課題もあると思っている。また、日本に働きに来られている外国人が連れてこられている家族の子どもたちが教育を放置されているのも現実にある。このような様々な課題をまずはつかんでいくことが大切だと思う。

会長

この場の委員がこの多文化共生推進基本方針を策定するわけではないが、人権の観点から様々なアドバイス含め出来ることがあるかと思う。実情を見据えた対応が必要になってくる。先程言われたような人権侵害が技能実習生に対して行われることがあったわけだが、やっと国がその問題に解決策を示そうとしている状況であると理解している。産業分野で継続的に来られている方が安心して働ける可能性を拓いていくところである。だが、就業先が縛られていることも一つの問題であるので、対応が悪ければ転職できる仕組みを盛り込もうとしているところであると聞いている。安心して長い期間住んでいただける仕組みをと思っている。日本語能力試験があるが、合格していかなければならないということもあり、学べる環境をきちんと提供しなければいけない。また、指摘があったように、家族を呼ぶことができる在留資格もあるが、子どもたちが急に日本語環境の中に入れられても中々ついていくことができずに高校進学を断念されることもある。そういった環境を改善していかなければならないが、十分に支援が投入されていない。だが、この基本方針で日本語教育の推進に取り組んでいこうとすることは、非常に重要なことであると感じる。

1,100人程の外国人の方が丹波市にお住まいであるが、大体丹波市の5歳までの子どもの人口の半分の数になり、それだけ沢山の方がいらっしゃる。人口で言うと2%程度であるが、これは日本全国の標準的な割合になっている。例えば大阪の生野区であれば20%程度である。神戸市中央区であれば7%程度である。恐らくどの地域でも今後さらに増加することが見込まれる。同じ地域の住民として皆が安心して暮らせる環境作りを今から行うことが大事である。人口が増えるにつれ、様々な軋れきが起これといった情報もあるが、そうならないためにしっかりと環境を作っていくことは大事な課題であると思う。ただ、国際交流協会と繋がっている住民の方は様々なサポートを受けたり相談ができる機会があるが、そういった環境の中に入らず行政との接点が全くなく、事業所としか関わりが無い方が大勢おられるのが現状であるため、啓発とともに情報収集を行うことが非常に重要になってくる。

5 議事

(1) 「第3次丹波市人権施策基本方針」の実施状況について(前半部分)

事務局より第3次丹波市人権施策基本方針、【資料4】令和4年度丹波市人権施策推進状況報告に基づき説明

【意見要旨】

委員

同和問題に係る学校教育の取組で、6年生を対象とした地域別人権学習会は数年前に発足して

いる。これは学校教育課の施策とはいえ、実質旧町地域の担当教諭等によって運営されている中で、私が知る範囲では2年ほど前から講師を呼ぶにしても何をするにしても予算が付かない。以前は付いていたが、恐らく本年度も使えるお金が無いということになる。お金を使うことが全てではないが、講師を呼ぶにしてもお金のかからない人を呼ばなければならないというところから始まる。それはいかがなものかと思う。一方では教育課程外に位置付けされている生き方を育む校区事業があり、こちらは教育委員会の手を離れて地域の自治協議会等からお金をいただいてバスを借上げて現地研修に行かれたり、講師を呼んだりされている。また中学校における、いわゆる中学校版の人権学習交流会、これは30年来講師を呼べる予算立てをされている。何が言いたいのかというと、教育課程の中に位置付けられているこの事業において、予算が付いていないことを疑問に思っている。そういった声は現場から上がってきていないのかもしれないが、私は現場に務めていた頃から感じていた。また、教育委員会の中に、例えばいじめや不登校に特化した部署はあっても、人権教育推進係のような部署が丹波市には無く、恐らく他市にはあると思うが、丹波市の事務分掌の中には無く、学校教育課の中に事務担当者がおられるとは思いますが、組織として丹波市にはないことに私は一つ必要性を感じる。色々なことを言ったが、組織や予算の事に関して少し疑問に感じるところである。

事務局

本市の場合、学校教育中での人権教育については、教育委員会にある学校教育の担当で行っている。そして社会教育、生涯学習の分野の教育については条例上でまちづくり部人権啓発センターが所管しているという位置付けになっているので、市民向けの教育等は私どもの担当である。委員のおっしゃる2頁の小学校における人権交流については縦割りの話になるが、学校教育分野の所管である。このような取組を行っていることはまちづくり部でも承知しており、予算についてご意見いただいたところは承る。また、まちづくり部が所管しておる中学校単位での社会教育の取組については、34頁にある地域人権教育事業というものがあり、中学校区、PTAや地域の方と連携し取り組んでいる。これについては人権啓発、社会教育の分野で取り組んでいるという位置付けであり、学校教諭と協力している。

会長

実際に携わっている方にとっては市の支援の仕組が見えにくくなっているという話をいただいた。また、地域別人権交流学習は旧町地域の校長先生等が中心となっているということだが、中心になっておられる方が引退されていくと継承が難しくなるという点で心配がある。教員の入れ替えは激しくなっており、そういった意味では若手教員に経験を継承していくことが大事になってくる。そういう場面でも、これまで実績を積んでこられた方が関われるような仕組みが必要であるので、今後協力をお願いしたい。

委員

小学校単位で行われているというところで、地域づくり推進委員をしている観点から、間違っていれば申し訳ないが、各地域で地域づくりをしましょうという話があり、その際の交付金の中に生き方を育む校区事業補助金というものがある。学校に交付されていたものを地域と学校が一緒になって学習をしてはどうかという話になり、交付金の中に含まれた経緯がある。その中で地

域と一緒に人権学習をしようということで、様々な場所へ視察へ行ったり講師を呼んだり、各地域のやり方で学習を続けている状況。船城小学校では地域の方と子どもたちと一緒に水平社博物館へ行ったり、交流や話し合いをしている。ほかの地域では違うかもしれないが、そういった形で小学校と校区の方を繋げている。

会長

過去の経緯について、なぜそのようになったのか見えなくなっていることがある。これまでの経験をどのように引き継いでいくのか考えていく必要がある。また、過去の経緯がわからなくなっていることも問題である。

委員

生き方を育む校区事業補助金について、市からは同和問題を一つ入れるようにという依頼が必ずあった。市とよく話をしている中で、どの校区でも学校の中、地域の中でも、そういったものが入っているのかと聞いた時に、初めの頃は水平社博物館に行くこと等が今のように入っており学習が出来ていると思っていたが、段々と同和問題というのではなく、地域が何かをしたからお金が出るのだと、あまりよく分からないところにお金が出ているということにおかしいという意見もない。地域で花火大会等を行ったらそこにお金落ちていて、落ちなければいけないところに落ちてこない。活動が地域によってばらつきがある。それを市に伝えても、地域に任せていますという回答になる。皆が逃れ押し付け合いをしている。学校の先生に言えば教育委員会が、教育委員会はというと学校の先生が、という回答である。こうなってしまうとどこに話をすればいいのか分からない。

事務局

一番初めに地域づくりを始めた頃はうろ覚えではあるが、人権や教育、環境、この3つをセットにして地域づくりを進めるようにという話であった。行政と同じように地域も進めてくださいとお願いしていた経緯がある。それが10年ほど前に新しい地域づくり交付金の仕組みに変更した際に、生き方を育む校区事業は当時の名残で続けていただいている自治協議会も無くなっている協議会もある。平成たんば塾と同じようになっている。その中で、10年前にできた新しい地域づくり交付金の体制を整えた時に、人権教育については、人権学習は必ず行っていただき、後は地域活性化事業に使っていただく形である。校区単位での活動は少なくなりつつあるのは現状である。

委員

その現状を知っている人がいないこと、また会長の意見のとおり今後継承されず失われていくと、分かる人が全くいなくなってしまう。落ちなければならぬ補助金が落ちないことは大変問題である。予算が無いと何もできない。昔とは違う。予算がきちんと落ちるのであれば様々な学習が行える。現状正確な予算の使い道が示されていないところは改善しなければならない。

委員

私たちが今審議している人権施策を推進するにあたり、すべてをボランティア頼りにしてはい

けない。行政の人権施策推進のためには本当に大事な話であるという位置付けをして方針を決定していると思っている。行政の中でも予算の話が一番大事なところではないか。ボランティアで来ていただける講師を必死になって頼り、町内の6年生皆の心に響く会にしようと思ったら、ボランティア頼りではなく予算を使わないといけない。今お世話になっている校長先生方がいなくなってしまうはこの活動はなくなる。活動が大事だと思うのであれば行政自らが動き予算付けをしていただきたい。日本語教室を例にとってもボランティア活動である。そのような状態では次の講師を見つけることができない。皆忙しいうえ、ボランティア活動となれば難しくなってくる。

子どもの居場所づくりには予算がついているため今後も継続できる。それは行政が必要なことだと認識しているから予算がついており、講師を呼ぶことができています。良い講師や指導員を呼び、活動を継続させようと思うなら絶対に予算が必要だ。交付事業ではお金をばらまいているが、行政は指導していない。予算付けがない事業は消えていくだけだ。ここに上がっている事業は予算付けがなくボランティア活動頼りになっているものがとても多くなっている。そんなものは消えていく。行政が一番やらなければならない仕事は事業への予算付けではないか。我々審議会は曖昧なものであってはならない。

事務局

先ほど委員からあった学校教育課の地域別人権学習会に係る予算がないというところで、いただいた意見は教育委員会へ伝える。また、自治会については予算が無いわけではない。補助金として人権課題についての研修をしていただいたり、あるいは地域活性化に伴う事業へ充てられるよう4万円、そして戸数250円、全体では一千万円近いお金を出している。その中で299の自治会のうち、コロナ禍前の多い時では250程の自治会に取り組んでいただいた。また、男女共同参画については男女共同参画センターによる講師の派遣等に伴う補助金制度を作っている。主体でやるべきところにどのようにして補助金を付けていくのか、効果的なところはどこなのかというのは今後検証していく。予算が無いにも関わらず、講師をお願いするというのが難しい話であるのは十分理解している。

会長

市としては予算をどこに使っていくのか配当が難しいとのことだが、予算配分先のそれぞれが別々に行動すると足並みをそろえて使えないというところがある。地域で活動をやっていきいたいという声には調整など行政の力を是非貸していただきたい。可能な範囲で検討をお願いしたい。

委員

方針と予算は一体化でないとならない。講師を立てるのであればそれに対する予算はセットで付いているべきである。

会長

別の観点からになるが11頁の子どもの権利条約のところを丹波市から説明をお願いしたい。

事務局

子どもに関する施策は多岐にわたっており、具体的な取組は沢山の課が担っている。その中で、人権に絡めた取組は記載の通り。具体的な子育て施策を行っているところに加えて、虐待やいじめ、貧困といったところは人権の視点から様々な施策へ落とし込んでいる。11 頁上に人権啓発センターとしてこの4月から、子どもを真ん中にした基本計画が国から出てきたので、子どもを中心に考えていくと、子どもの権利、4つの基本原則から見た視点で子どものために色々な取組をしていかなければならないと考えている。啓発については今年度重点的に行っている。

会長

13 頁スクールソーシャルワーカーの方はどれくらいいらっしゃるのか。

事務局

二人だったかと思う。正確ではないが、複数いらっしゃる。

(1) 「第3次丹波市人権施策基本方針」の実施状況について（後半部分）

事務局より第3次丹波市人権施策基本方針、【資料4】令和4年度丹波市人権施策推進状況報告に基づき説明

委員

一つ目、19 頁の「副籍」について、地域にいらっしゃるのにいないものとされてしまうように感じているが、どのようにして地域の中に入っていくのか。学んでいる場所は違っても、地域の仲間であるという発信を教室や学校から行っていくことは大事なことだと思うので、是非推進してほしい。

二つ目、インターネットの件について、今はだれでも自由に情報発信ができるが、ネット上では皆ご存じの通り部落の地名リストが五千程公開されている状況。今の日本では差別や人権侵害について取り締まる機関がない。罰則規定もない。インターネットモニタリングも削除要請のみで止まっているが、ネット上で行われている人権侵害は本当に酷いものである。ただ先日、裁判での判決で「すべての人間は差別されない権利があるんだ」と、明確に示されたことをこれから活かしてほしい。

会長

障がいを抱えているお子さんが生まれた地域で生活していくことは多い。だからこそ地域の学校での学習は重要であると感じる。課題として「副籍」についても取組を進めていただきたい。

インターネットモニタリングについて裁判の話があったが、裁判にまで進めるということ自体が大変なことではあるが、その結果差別について認められるケースが増えてきている。そうなれば書き込むこと自体が非常にリスクを伴うと徐々に周知されてきている。学校における情報モラル教育の中にも、人権侵害をすると大変なことになると指導されているかと思うが、今後も学校教育の中に結び付けていっていただきたい。

事務局

副籍については、内部でも対外的にも周知、理解して取組を進めている。インターネットによ

る人権侵害は、今夏の人権講演会でテーマとして取り上げた。された側、した側それぞれに影響があるというところで、非常に関心が高い分野であり、取り返しのつかない事態になってしまうというところでしっかりと啓発を行う。

事務局

先の質問の補足であるが、スクールソーシャルワーカーの件だが、全中学校に配置というところである。カウンセラーについては全中学校、また小学校3校に令和4年度は配置している。

委員

34 頁の「住民人権学習」について役員のなり手が少なくなっていること、また高齢者が増えている中で、住民の学習についての意欲も低下している。自身の自治会においも、参加者も隣保で2名とか言ったような方法で行っている。学習会を行うと補助金が出る、行わないならば補助金はない。ならば、しなくてもよいのかといった意見もある。市民活動課と同じ部内ということもあり、どうにか支援していただきたい。自治会の事業も見直しが必要になってきている。人権について学ぶことは本当に大切だと思うが、学習会の見直しも必要ではないかと考えている。事務局から 299 のうち 250 の自治会が事業を行っているということも初めて知って驚いている。そういったことも積極的に資料として見える形にさせていただくとよい。

委員

どこにこのような声を届けていいのか分からない。責任ということとは少し違うが、総代や役に収まる人もおらず、私自身 61 歳となったが、どこへ行っても 60 は若いと呼ばれる。60 で若いとされるのならば、一体村は何歳で回っているのかと心配する。全てを市に返していきたくらいである。ここで話すべきことではないが、ぶつける場所がない。そして人権学習を行うにしても、自治会でビデオを見るだけといったように大事なことで捉えられていない方が多い。

委員

社会教育は大切であると思っている。自治会の中では、例えば、ゴミステーションの管理についても、自治会で行っているということを知らないこともある。行政に任せてばかりではなく、身近な課題は自治会ですることも必要だということを知らない人に知っていただく必要があると思っている。人権学習会にしても、まだ部落差別があるのか、といったことを聞く。その場面に遭遇した時にどう対応するのか、しっかりと勉強していく必要があると考えているが、その必要性を伝えることがなかなか難しい。

委員

自治会が疲弊している。高齢者が多くなり、若く支える人が少なくなっている。人権学習についても、以前はDVDを見てその場で話し合いを行い、意見を出し合ったりして学習していたが、先ほど言われたように、やはり「まだ、行わないといけないのか」との声もある。常会でDVDを見て終わりということになってきている。人権学習は大切なことだと考えており、良い方法があればよいが、楽な方法にどうしてもいつてしまう。

会長

これまで仕事を担っていた方が段々と担いきれなくなっているところがあって、市はその対応を考えなければならない。どのように再編成するのか、担い手をどうするのか、支え方は、と非常に難しいが、議論が必要である。防災のことを考えても、誰がどこでどんな状況であるのかがわからないといったことになるので、わかるようにしなければならないし、問題点を整理する場も必要である。その同じ場で人権学習をしてもいいし、少なくとも顔見知りというのか日頃の交流が持てるように、隣保館の認知度を上げるなど、小さなことでも相談に乗っていただける環境をお願いしたい。大きな課題になるがそれぞれ検討をしていただきたい。

事務局

大きな課題であると認識している。このあと 10 年先、いわゆる小規模自治会が増えていく。その自治会が今までのように草刈一つをとっても当たり前のことではなくなる。大事なことは小規模自治会だけで人権についても参加される方が減る中で果たして学習ができるのかということもあるので、自治会単位でなく自治協議会で学習会を行っていただき、補助金は各自治会に出しますといったように機能連携が取れるように変えていかなければならないと思っている。今後総合計画の見直しもあるので、そこに併せて地域づくり交付金の仕組みを変えていく。また、自治公民館活動については補助金の説明しか出来ていなかったところは問題であると認識しているので、今回からは特徴的な活動をされているところで事例発表をしていただき、情報交換や悩みごとの相談ができるように環境を作っていきたいと思っている。そして役員の見直し、事業の棚卸や自治協議会と自治会の棲み分け等について皆で合意形成できる場をどう作るのか、いま市民活動支援センターを中心に支援に入っている状況である。

6 その他

事務局

本日いただいた意見は庁内各部へかえさせていただき、今後の取組の参考、あるいは反映していく。その他気付かれた点があればご連絡をお願いしたい。

会長

他にないようであれば、本日予定の議事はこれで終了した。これをもって閉会とする。